

規約第 5 号「組合員組織規約」

(目的)

第 1 条 この規約は、エフコープ生活協同組合（以下、「生協」という）が「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」および「エフコープ基本理念」に基づき、参加と運営を行うための組合員組織について定める。

(組織および位置づけ)

第 2 条 組合員の日常的な活動をすすめる場と運営組織を下記のとおり設置する。

(1) 班

共同購入で商品を利用することを目的とした協同とふれあいの場として設置する。

(2) エフクラブ

生協および生協商品に関する学習活動を前提に、自らの興味・関心に基づく活動を行う場として設置する。

(3) テーマクラブ

生協および生協商品に関する学習活動を前提に、「エフコープのビジョン」および生協が定める方針に沿った活動、および区域委員会と連携した活動を行う場として設置する。

(4) 区域委員会

組合員による運営の基本組織として、理事会が定めた区域ごとに設置する。

(5) ブロック活動委員会

ブロックの組合員を対象に主にブロックにおける分野別活動を進めるため、理事会が定めるブロックごとに設置する。

(6) ブロック協議会

区域委員会の運営に必要な情報提供、当該ブロックにおける活動の推進に必要な協議および、組合員理事会議から提起された事項の協議および集約等を行うため、理事会が定めるブロックごとに設置する。

(規則)

第 3 条 組織の構成、運営等、必要な事項は、規則として理事会が別に定める。

(改廃)

第 4 条 この規約の改廃は、総代会において行う。

(附則)

第 5 条 この規約は 1983 年 4 月 1 日より施行する。

2. 1987 年（昭和 62 年）5 月 29 日 一部改訂
3. 1994 年（平成 6 年）6 月 21 日 一部改訂
4. 1995 年（平成 7 年）2 月 14 日 一部改訂
5. 2001 年（平成 13 年）6 月 12 日 一部改定
6. 2002 年（平成 14 年）6 月 11 日 一部改定
7. 2003 年（平成 15 年）6 月 10 日 一部改定
8. 2005 年（平成 17 年）6 月 14 日 一部改定 ただし、2006 年 4 月 1 日より施行する。
9. 2008 年（平成 20 年）6 月 10 日 一部改定
10. 2011 年（平成 23 年）6 月 24 日 一部改定（施行は、2012 年 4 月 1 日から）
11. 2016 年（平成 28 年）6 月 29 日 一部改定（ただし、第 2 条(6)ブロック協議会の運用については、2017 年 4 月 1 日からとする）
12. 2017 年（平成 29 年）6 月 27 日 一部改定（ただし、第 2 条(5)ブロック活動委員会の運用については、2018 年 4 月 1 日からとする）
13. 2020 年（令和 2 年）6 月 25 日 一部改定